

Ver 2.1

**オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書**

プロジェクト名	宮崎県における化石燃料から木質ペレットへの燃料代替プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	宮崎県 宮崎県知事 河野 俊嗣 印

提出日 2010年12月 7日

受理日 2010年12月 9日

最終版提出日 2013年 7月19日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	宮崎県 (ミヤザキケン)		
住所	宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号		
代表者氏名	知事 河野 俊嗣	担当者氏名	竹森 尚彦
担当者所属	環境森林部 山村・木材振興課	担当者役職	主査
担当者 E-mail	takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp	担当者電話番号	(0985)26-7155
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者として、排出削減事業者、プロジェクト参加者を取りまとめ、プロジェクト全体の遂行責任を果たす。		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	農家 5 軒 (詳細は別紙参照) 【添付資料 1】		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	ペレットを購入し、ハウスボイラー燃料として使用することにより、化石燃料由来の CO2 削減を行う。		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	宮崎県 (ミヤザキケン)		
住所	宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号		
代表者氏名	知事 河野 俊嗣	担当者氏名	竹森 尚彦
担当者所属	環境森林部 山村・木材振興課	担当者役職	主査
担当者 E-mail	takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp	担当者電話番号	(0985) 26-7155
プロジェクトでの役割	JA 宮崎経済連 (以下「JA」) に木質ペレットの利用を委託し、JA 経由でペレットを購入する農家から、そのペレットの購入代金を補填することにより、対価として CO2 削減量の権利を取得。		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	JA 宮崎経済連 (ジェイエーミヤザキケイザイレン)		
住所	宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1		
代表者氏名	代表理事長 羽田 正治	担当者氏名	萱嶋 広
担当者所属	燃料生活部・燃料課	担当者役職	課長補佐
担当者 E-mail		担当者電話番号	(0985) 31-2363
プロジェクトでの役割	県から木質ペレット利用の委託を請け、農家に価格が補填された安価なペレットを配布。		

プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社三共 (カブシキガイシャサンキョウ)		
住所	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山 3 2 1 4 番地 1		
代表者氏名	代表取締役社長 外村 公明	担当者氏名	川野 久寿
担当者所属	営業本部	担当者役職	営業主任
担当者 E-mail		担当者電話番号	(0984) 21-6123
プロジェクトでの役割	林地残材や間伐材を利用した木質ペレットを製造。		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	宮崎県 (ミヤザキケン) ※JA 宮崎経済連 (以下「JA」) に木質ペレットの利用を委託し、JA 経由でペレットを購入する農家に対してペレットの購入代金を補填することにより、対価として CO2 削減量の権利を取得する。		
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※6	今後開設予定。		
ダブルカウントの防止の措置 ※7			
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	宮崎県		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-V ER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収については、オフセット・クレジット(J-V ER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-V ER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-V ER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-V ER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-V ER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-V ER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	---

	<p>【③ 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	--



- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①	
	項目
B. 1 プ ロ ジ エ ク ト 活 動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】</p> <p>本県の森林は県土の 76%を占めており、木材生産、水源涵養や CO2 吸収・固定など多面的な機能を発揮しているものの、木材価格の低迷や林業従事者の減少など、森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。本プロジェクトの推進により、未利用材のエネルギー利用を図り CO2 削減を行うとともに、クレジットで得られる利益を山元に還元し、身近な場所でのオフセット活動を普及し、県民一体となった排出削減モデルを構築する。</p> <p>【内容】</p> <p>県内においては林地残材が年間 57 万気乾 t 発生していますが、全く利用されていないため、それを利用した木質ペレットを、ペレット工場で安定的に製造して、それを県下の農業用ボイラーの燃料として利用することにより、従来行われていた化石燃料使用に伴う CO2 排出を回避する。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【原料の状況】</p> <p>原料となる未利用材は、宮崎県小林地域に存在するものであり、従来では間伐された後に木材として使用できる部分（材としての使用価値のある形状、及び搬出可能な伐採場所であるもの）を除いては林地に放置されていた。</p> <p>【農業用ボイラーの状況】</p> <p>農業ハウス用ボイラーとしてはA重油を燃料としたボイラーが一般的であり、宮崎県下のピーマンハウスではハウス内温度を 18℃以上（各農家にて設定温度が異なる場合がある）に保つために、11月から3月までの期間使用されている。今回対象とする5件の農家にて、ボイラー利用に伴う年間のA重油使用量は、115klである。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>【原料】</p> <p>宮崎県小林地域における未利用材は、西諸地区森林組合等が山からの収集と、ペレット製造会社である株式会社三共への搬入を行なう。</p> <p>【ペレット製造】</p> <p>株式会社三共が平成21年12月に竣工したペレット工場（破砕設備は平成21年4月に導入）において、未利用材をペレット化する。</p>

	<p>【農業用ボイラー】</p> <p>平成 21 年 1 2 月（農家：重山氏・1 台）、平成 21 年 2 月（農家：池田氏・2 台）にそれぞれ導入されたネポン社製の木質ペレットボイラーを使用する。年間の想定ペレット使用量は各農家 20 t 程度。</p> <p>さらに 3 軒の農家（田村氏・2 台、日高氏・2 台、森氏・1 台）においても木質ボイラーを導入していることから、今後、本プロジェクトに参加予定であり、それらの追加でのペレット想定使用量は 243 t となる予定。</p>																																																																																															
<p>B. 2 採 用 技 術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <p>【ペレット製造】 別添仕様書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カールペレダイザー</td> <td>富士鋼業(株)</td> <td>8年</td> <td>平成 21 年 12 月</td> <td>木質ペレット製造設備</td> </tr> <tr> <td>ペレット冷却装置</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 21 年 12 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>振動スクリーン</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 21 年 12 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>シュレッダ(1次破碎)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 21 年 3 月</td> <td>木質系廃材化設備</td> </tr> <tr> <td>ロータリスクリーン</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 21 年 3 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>シュレッダ(2次破碎)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 21 年 3 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(0.3 m³)</td> <td>キャタピラー三菱(株)</td> <td>6年</td> <td>平成 21 年 11 月</td> <td>製造工程間場内輸送</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(0.5 m³)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 18 年 3 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(0.7 m³)</td> <td>(株)日立製作所</td> <td>〃</td> <td>平成 8 年 5 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>キャタピラー三菱(株)</td> <td>〃</td> <td>平成 20 年 11 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>トラックスケール</td> <td>(株)クボタ</td> <td>9年</td> <td>平成 20 年 10 月</td> <td>ペレット計量</td> </tr> <tr> <td>電力量計(440V)</td> <td>三菱電機(株)</td> <td>5年</td> <td>平成 23 年 3 月</td> <td>ペレット計量用電力量計</td> </tr> <tr> <td>電力量計(200V)</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 23 年 3 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>スタンド流量計</td> <td>トキコテクノ(株)</td> <td>8年</td> <td>平成 15 年 5 月</td> <td>重機への給油</td> </tr> <tr> <td>ローリー流量計</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成 15 年 5 月</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ボイラー施設】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質ペレットボイラー</td> <td>ネポン社 (PHK4000GCW)</td> <td>7年</td> <td>平成21年2月</td> <td>池田氏(1台) 池田氏(1台) 田村氏(2台)、 日高氏(2台)、 森氏(1台)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>平成21年12月</td> <td>重山氏(1台)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	カールペレダイザー	富士鋼業(株)	8年	平成 21 年 12 月	木質ペレット製造設備	ペレット冷却装置	〃	〃	平成 21 年 12 月	〃	振動スクリーン	〃	〃	平成 21 年 12 月	〃	シュレッダ(1次破碎)	〃	〃	平成 21 年 3 月	木質系廃材化設備	ロータリスクリーン	〃	〃	平成 21 年 3 月	〃	シュレッダ(2次破碎)	〃	〃	平成 21 年 3 月	〃	バックホウ(0.3 m ³)	キャタピラー三菱(株)	6年	平成 21 年 11 月	製造工程間場内輸送	バックホウ(0.5 m ³)	〃	〃	平成 18 年 3 月	〃	バックホウ(0.7 m ³)	(株)日立製作所	〃	平成 8 年 5 月	〃	ホイールローダー	キャタピラー三菱(株)	〃	平成 20 年 11 月	〃	トラックスケール	(株)クボタ	9年	平成 20 年 10 月	ペレット計量	電力量計(440V)	三菱電機(株)	5年	平成 23 年 3 月	ペレット計量用電力量計	電力量計(200V)	〃	〃	平成 23 年 3 月	〃	スタンド流量計	トキコテクノ(株)	8年	平成 15 年 5 月	重機への給油	ローリー流量計	〃	〃	平成 15 年 5 月	〃	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	木質ペレットボイラー	ネポン社 (PHK4000GCW)	7年	平成21年2月	池田氏(1台) 池田氏(1台) 田村氏(2台)、 日高氏(2台)、 森氏(1台)	〃	〃	〃	平成21年12月	重山氏(1台)
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																																																																																												
カールペレダイザー	富士鋼業(株)	8年	平成 21 年 12 月	木質ペレット製造設備																																																																																												
ペレット冷却装置	〃	〃	平成 21 年 12 月	〃																																																																																												
振動スクリーン	〃	〃	平成 21 年 12 月	〃																																																																																												
シュレッダ(1次破碎)	〃	〃	平成 21 年 3 月	木質系廃材化設備																																																																																												
ロータリスクリーン	〃	〃	平成 21 年 3 月	〃																																																																																												
シュレッダ(2次破碎)	〃	〃	平成 21 年 3 月	〃																																																																																												
バックホウ(0.3 m ³)	キャタピラー三菱(株)	6年	平成 21 年 11 月	製造工程間場内輸送																																																																																												
バックホウ(0.5 m ³)	〃	〃	平成 18 年 3 月	〃																																																																																												
バックホウ(0.7 m ³)	(株)日立製作所	〃	平成 8 年 5 月	〃																																																																																												
ホイールローダー	キャタピラー三菱(株)	〃	平成 20 年 11 月	〃																																																																																												
トラックスケール	(株)クボタ	9年	平成 20 年 10 月	ペレット計量																																																																																												
電力量計(440V)	三菱電機(株)	5年	平成 23 年 3 月	ペレット計量用電力量計																																																																																												
電力量計(200V)	〃	〃	平成 23 年 3 月	〃																																																																																												
スタンド流量計	トキコテクノ(株)	8年	平成 15 年 5 月	重機への給油																																																																																												
ローリー流量計	〃	〃	平成 15 年 5 月	〃																																																																																												
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																																																																																												
木質ペレットボイラー	ネポン社 (PHK4000GCW)	7年	平成21年2月	池田氏(1台) 池田氏(1台) 田村氏(2台)、 日高氏(2台)、 森氏(1台)																																																																																												
〃	〃	〃	平成21年12月	重山氏(1台)																																																																																												

B. 3 プロジェクト 実施場所	実施事業 所名	(下表参照)	
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)	
	概要	(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)	

内容	事業者	住所
ペレット工場	株式会社三共	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山 3214-1
ボイラー使用	重山氏ハウス	宮崎県小林市堤 4640-2
ボイラー使用	池田氏ハウス	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 284
ボイラー使用	日高氏ハウス	宮崎県日南市大字毛吉田 1247
ボイラー使用	田村氏ハウス	宮崎県日南市大字吉野方 1024-1
ボイラー使用	森氏ハウス	宮崎県串間市大字南方 3467

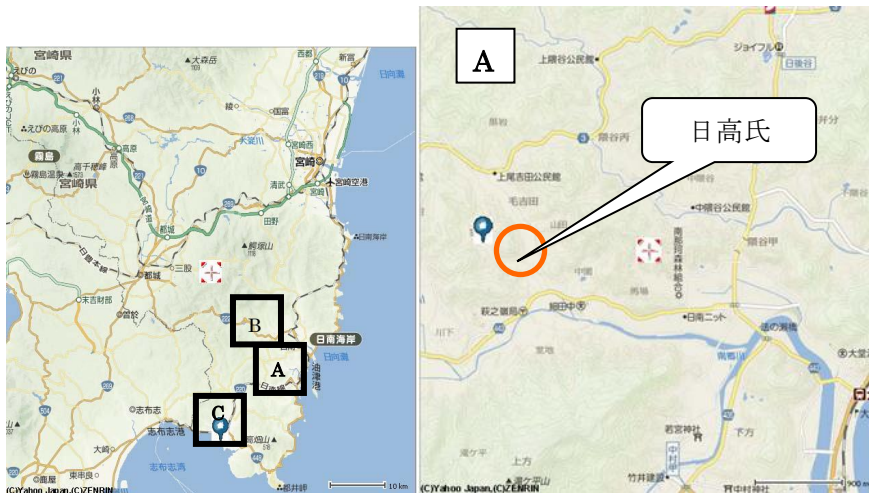



(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



概要

B：プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2010年11月1日～2017年2月 1日（6年3ヶ月）						
B.5 クレジット期間 ※2	2010年11月1日～2013年3月31日（2年4ヶ月）						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	—	—	—	103	103	206
B.7 モニタリング報告の頻度	年に1回予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	重山氏：元気みやざき園芸産地確立事業 池田氏、日高氏、森氏、田村氏：燃油・肥料高騰緊急対策助成金					
	補助金額（申請額含む）	（詳細は別紙） 円					
	補助金の使途	（詳細は別紙）					
	補助対象年月日	（詳細は別紙）					
	補助金を受給していることを証明する書類	（詳細は別紙）					
B.9 備考	<p>①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する</p> <p>■設備故障などによりボイラーの適正な稼動が妨げられる恐れがあるが、ボイラーメーカーとの定期的メンテナンス契約により、そのリスクを最小限とする。</p> <p>■原料供給不足・ペレット供給不足の恐れがあるが、本プロジェクトで利用可能な宮崎県下での林地残材の潜在量は57万気乾tあると見られ、使用量に対しては十分に供給可能である。</p>						

- ※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
 ※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
 ※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。また、限界電源排出係数を適用する排出削減プロジェクトについては、全電源平均排出係数を用いたCO₂削減量の試算を()内に付し、妥当性確認機関による確認を受けること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. SS-E. <u>002 ver.8.2</u>
	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー等の燃料代替
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	ピーマンの促成栽培を実施する農業用ハウスのボイラーにおいて、冬期に使用していたA重油を木質ペレットへ燃料代替するものであり、適格性条件に整合します。 【資料3】
	C.2.2 条件2	県内（小林市）のペレット工場（(株)三共）において製造される木質ペレット（全木）を使用し、その原料は近隣地域から調達される未利用間伐材等の林地残材を使用することとしています。このペレットは、既に燃焼試験等も実施済みでボイラー燃料として利用しても安全な事が確認されています。 【資料4】 【資料5】
	C.2.3 条件3	（2）投資回収年数が3年以上 別紙計算の結果、年間運転費用をゼロとしても設備費用÷年間収入が3年を大きく上回ることから、採算性が低いといえる。 【資料6】
	C.2.4 条件4	/
	C.2.5 条件5	/

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明		全く準拠しない			一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
	全く準拠しない											
	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ (BLS)	C.4.1 BLS の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料となる未利用の林地残材はそのまま放置されていた。 ボイラー燃料はA重油を使用していた。 <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>該当しない。</p>										
	C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>該当しない。</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>該当しない。</p>										
C.6 備考		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p>										

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>■具体的に: 焼却灰の処理三共が資源物として収集し、セメント原料として使用</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td>□具体的に:</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>■具体的に: 指定可燃物取扱届出書を提出し、木質ペレットをフレコンバック(600kg/1袋)にて、工場内指定場所に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	■	□具体的に:	2	水質汚濁防止法	■	□具体的に:	3	騒音規制法	■	□具体的に:	4	振動規制法	■	□具体的に:	5	景観法	■	□具体的に:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	□	■具体的に: 焼却灰の処理三共が資源物として収集し、セメント原料として使用	7	環境影響評価法	■	□具体的に:	8	建築基準法	■	□具体的に:	9	消防法	□	■具体的に: 指定可燃物取扱届出書を提出し、木質ペレットをフレコンバック(600kg/1袋)にて、工場内指定場所に保管する。
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法	■	□具体的に:																																						
2	水質汚濁防止法	■	□具体的に:																																						
3	騒音規制法	■	□具体的に:																																						
4	振動規制法	■	□具体的に:																																						
5	景観法	■	□具体的に:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	□	■具体的に: 焼却灰の処理三共が資源物として収集し、セメント原料として使用																																						
7	環境影響評価法	■	□具体的に:																																						
8	建築基準法	■	□具体的に:																																						
9	消防法	□	■具体的に: 指定可燃物取扱届出書を提出し、木質ペレットをフレコンバック(600kg/1袋)にて、工場内指定場所に保管する。																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令による環境影響評価は求められていない(環境影響評価法の対象外施設である)。 																																								
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令による住民説明会は求められていない。 																																								